

# ○函館市火災予防条例第51条の2第1項の規定に基づき 消防長が定める大規模な催しの要件について

平成26年11月1日  
消防本部告示第2号

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）第51条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件を次のとおり定める。

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとは、函館市内で開催される催しで、次の各号のいずれにも該当する催しであることとする。

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること
- 2 1日当たりの人出予想が10万人以上の規模の催しであること
- 3 催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること